

**令和4年第1回 監査論【講評】**

短答式試験，おつかれさまでした。

今回の短答式試験の問題数は，最近の傾向通り 20 問でした。また，出題実績のない分野からの出題はありませんでした。全体の難易度としては，**前回の 2021 年（2021 年 5 月実施）の短答式試験と比べると，やや難化した**といえます。

今回の試験の特徴としては以下が挙げられます。

- ・ 監査実施論からの出題が 5 問と比較的多かった。
- ・ I T に関連する肢が 2 つ出題されるなど，実務色の強い肢が複数出題された。
- ・ 令和 2 年の監査基準の改訂に関する問題が出題された。
- ・ 問題文の読み取りが難しい肢や細かな規定の肢が含まれている問題もあったが，消去法で正答に辿り着ける問題が多かった。

今回はこのような試験傾向であったため，比較的实力が反映されやすい問題であったのではないかと感じています。

次に，出題範囲については，ここ数年の短答式試験の傾向どおり **幅広く様々な論点から出題**されています。具体的には，監査実施論から 5 問（監査手続，リスク・アプローチ監査，監査計画，会計上の見積りの監査，監査調書），監査報告論から 2 問，金融商品取引法監査制度から 2 問，横断的な問題が 2 問，財務諸表監査総論，監査主体論，監査の品質管理，不正リスク対応基準，公認会計士法，保証業務，四半期レビュー，内部統制監査，会社法監査制度から 1 問ずつ出題されています。

なお，**監査論の短答直前答練第 1 回で頻出分野として掲げた 15 分野から 17 問出題されており**ます。そのため，例年通り重要性の低い分野にこだわりすぎず，**重要性の高い頻出分野について網羅的に学習していたかどうかで点数差がついた**試験であったと感じています。

今回の短答式試験の難易度は，正答したい A ランクの問題が 13 問，正答が可能な B ランクの問題が 4 問，正答することが難しい C ランクの問題が 3 問でした。

なお，今回の試験の目標点は，A 問題については 13 問中 11 問，B 問題については 4 問中 2 問，C 問題については 3 問中 1 問，正答していただきたいので，**70 点**になります。

# 令和4年公認会計士試験

## 第1回短答式試験

### 監査論・解答解説

#### 問題 1 正解 4 (難易度: A)

- ア. × 「我が国における一般に公正妥当と認められる監査の基準」とは監査人が準拠すべき基準をいい、監査基準（法令により準拠が求められている場合は、不正リスク対応基準を含む。）及び日本公認会計士協会が公表する監査実務指針から構成される。ここで、**不正リスク対応基準は、金融商品取引法に基づいて開示を行っている企業であっても、非上場企業のうち資本金5億円未満又は売上高10億円未満かつ負債総額200億円未満の企業は適用の対象外**とされている。したがって、全ての金融商品取引法監査において、不正リスク対応基準及びこれを具体化した実務指針が「我が国における一般に公正妥当と認められる監査の基準」に含まれるとしている本肢は誤りである（監査基準委員会報告書（序）「監査基準委員会報告書の体系及び用語」2項、「監査における不正リスク対応基準の設定について」二3(1)）。
- イ. ○ （監査基準委員会報告書200「財務諸表監査における総括的な目的」3項、同700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」26項(3)）
- ウ. ○ （「監査基準の改訂について(H14)」一1）
- エ. × 前段は正しい。しかし、「**監査上の主要な検討事項**」の報告によって財務諸表利用者に提供される監査のプロセスに関する情報が、監査の品質を評価する検討材料となる点を踏まえると、**企業や株主等が監査品質を評価することは可能であるし、また監査の信頼性向上のためにもこのような評価は行われるべき**といえるため、本肢は誤りである（「監査基準の改訂について(H30)」一）。

#### 問題 2 正解 6 (難易度: B)

- ア. × 財務諸表監査においては、(会計) **監査人と監査役等が有効な双方向のコミュニケーションを実施することにより、監査に関する事項を理解し、効果的な連携をもたらすような関係を構築すること等が必要**である。したがって、監査役等は、日常の業務監査等で知り得た情報を会計監査人に伝えることは期待されていないとしている本肢は誤りである（監査基準委員会報告書260「監査役等とのコミュニケーション」4項(1)）。

- イ. × 監査報告書において**監査上の主要な検討事項を報告することによって、「監査人」と「経営者や監査役等」との間の議論を充実させること、及び「想定される財務諸表の利用者」と「経営者や監査役等」との間の対話が促進されることが期待**されている。したがって、「監査人」と「財務諸表利用者」の間の議論が充実することが期待されるとしている本肢は誤りである（「監査基準の改訂について(H30)」一、監査基準委員会報告書 701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」3項）。
- ウ. ○ （監査基準委員会報告書 610「内部監査人の作業の利用」4項、5項）
- エ. ○ （監査基準委員会報告書 200「財務諸表監査における総括的な目的」12項(14)、同 260「監査役等とのコミュニケーション」9項(2)）

**問題 3** 正解 5 （難易度：A）

- ア. × 前段は正しい。しかし、監査報告書を公衆縦覧に供しなければならない有限責任監査法人は、直近の二会計年度の計算書類について、公認会計士又は監査法人の監査報告書の添付が必要な場合に限られる。この点、**計算書類の監査は収益の額が10億円未満の有限責任監査法人については不要である**。したがって、全ての有限責任監査法人が直近の二会計年度の計算書類とその監査報告書を公衆縦覧に供しなければならないとしている本肢は誤りである（「公認会計士法」第34条の16第2項、第34条の16の3第1項、第34条の32、「同施行令」第24条、「同施行規則」第39条第1項第5号ロ、ハ）。
- イ. ○ （「公認会計士法」第34条の13第1項、第2項第2号、第3項、「同施行規則」第26条各号、「監査に関する品質管理基準」第三）
- ウ. × **監査法人の社員が、自己又は第三者のためにその監査法人の業務範囲に属する非監査業務を行う場合には、社員の三分の二以上の承認ではなく、当該社員以外の社員の全員の承認を受ける必要がある**（「公認会計士法」第34条の14第2項）。
- エ. ○ （「公認会計士法」第41条の2、第46条の12第1項、第49条の3第1項、第2項、第49条の4第1項、第2項各号）

**問題 4** 正解 3 （難易度：A）

- ア. ○ （「金融商品取引法」第193条の2第7項）
- イ. × **内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、監査証明を行った公認会計士又は監査法人に対し、参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる旨が金融商品取引法で定められている**。ここで、**守秘義務が解除される正当な理由**には、法令等に基づく、質問、調査又は検査に応じるといった、**守秘義務の解除が法令等によって要求されている場合が含まれる**。したがって、当該状況において、守秘義務の観点から内閣総理大臣に報告又は資料の提出をしてはならないとしている本肢は誤りである（「金融商品取引法」第193条の2第6項、「倫理規則」第6条第8項第2号ロ）。

- ウ. × 公認会計士又は監査法人は、**法令違反等事実を発見した場合には、たとえ緊急性が認められる場合であっても、当該事実の内容を内閣総理大臣に申し出る前に、被監査会社に書面で通知しなければならない**(「金融商品取引法」第193条の3各項)。
- エ. ○ (「金融商品取引法」第24条の5第4項、「企業内容等の開示に関する内閣府令」第19条第2項第9号の4)

**問題 5** 正解 5 (難易度：A)

- ア. × **訂正内部統制報告書は監査証明を受ける必要がない**(「内部統制府令ガイドライン」1-1)。
- イ. ○ (「金融商品取引法」第193条の2第1項、「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」第1条第1号)
- ウ. × **臨時報告書には「財務計算に関する書類」が含まれないため、公認会計士又は監査法人の監査証明の対象にならない**(「金融商品取引法」第24条の5第4項、「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」第1条参照)。
- エ. ○ (「金融商品取引法」第24条の4の2第1項、「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」第1条参照)

**問題 6** 正解 5 (難易度：B)

- ア. × **会計監査人設置会社が会計監査人を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、会計監査人の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。**したがって、株主総会の決議によって会計監査人を解任しなければならないとしている本肢は誤りである(「会社法」第338条第3項)。
- イ. ○ (「会社法」第439条、「会社計算規則」第135条)
- ウ. × 前段は正しい。しかし、**監査役会設置会社にあつては、会計監査人の選任及び解任に関する議案の内容は、監査役全員の同意を得る必要はなく、監査役会が決定する**(監査役の過半数の同意により決定する)ため、本肢は誤りである(「会社法」第329条第1項、第339条第1項、第344条第1項、第3項)。
- エ. ○ (「会社法」第441条第1項、第2項、第444条第4項)

## 問題 7 正解 5 (難易度: A)

- ア. × 監査人は、四半期財務諸表について、**企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していない事項が存在する可能性が高いと認められる場合には、追加的な質問や関係書類の閲覧等の追加的な手続を実施して当該事項の有無を確かめ、その事項の結論への影響を検討しなければならない**。しかし、四半期レビューにおいては、**実証手続に基づく証拠の入手は要求されていないため、実証手続を実施しなければならないとしている本肢は誤りである**（「四半期レビュー基準」第二 7、監査・保証実務委員会報告第83号「四半期レビューに関する実務指針」11項）。
- イ. ○（「四半期レビュー基準」第二 12）
- ウ. × **監査人は、四半期レビュー計画を、年度の財務諸表の監査の監査計画のなかで策定することができるため、年度の財務諸表の監査とは独立して策定されなければならないとしている本肢は誤りである**（「四半期レビュー基準」第二 2）。
- エ. ○（「四半期レビュー基準」第三 12(2)）

## 問題 8 正解 3 (難易度: C)

- ア. ○（「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」Ⅱ 2(2)②イ、Ⅲ 3(2)②イ）
- イ. × 前段は正しい。しかし、監査人は、**経営者の評価結果を利用する場合を除き、経営者の評価方法を具体的に検証する必要はないため、本肢は誤りである**（「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」Ⅲ 1）。
- ウ. × ITに係る全般統制の不備は、それ自体が財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクに必ずしも直接に繋がるものではないため、業務処理統制が現に有効に機能していることが検証できているのであれば、**全般統制の不備をもって直ちに開示すべき重要な不備と評価されるものではない**（「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」Ⅲ 4(2)④ニ）。
- エ. ○ なお、厳密には本肢のような不適切な記載について重要性及び広範性の判断を行う必要があるため、無限定適正意見又は不適正意見を表明する余地もあると考えられるが、問題文が規定の原文通りであること、また他の肢との比較衡量から、正しい肢と判断する（「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」Ⅲ 5(1)）。

## 問題 9 正解 2 (難易度: B)

- ア. ○ (品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」25項(3), A16項)
- イ. × 審査担当者に客観性が求められる点は正しいが、**審査担当者への専門的な見解の問合せは、業務が進行した段階で判断の相違が生じることを回避するものであり、必ずしも審査担当者の客観性を阻害する要因となるものではない。**したがって、審査担当者が監査業務実施中の監査責任者からの専門的な見解の問合せに応じる行為は認められていないとする本肢は誤りである(品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」38項(2), A43項)。
- ウ. ○ 阻害要因に対しセーフガードを適用しても独立性に対する阻害要因を許容可能な水準にまで軽減又は除去することができない場合、専門業務を辞退するか、又は必要に応じて、依頼人との契約を解除するか、若しくは雇用主との関係を終了しなければならない。設問において具体的な状況の記載はないが、監査契約の解除の他にも、締結を予定している専門業務の辞退や、阻害要因の原因となっている者の退職といった対応をとる可能性があると考えられるため、本肢は誤りである(監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」10項(3), A6項、「倫理規則」第8条第1項第4号)。
- エ. × **監査報告書は、監査上の判断の相違が解決しない限り発行してはならない。**したがって、最終的に監査責任者の判断において監査報告書を発行することができるとしている本肢は誤りである(品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」42項, 43項(2), 監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」21項)。

## 問題10 正解 2 (難易度: C)

- ア. ○ 保証業務には、主題に責任を負う者が自己の責任において主題情報を想定利用者に提示しない場合に、業務実施者が、主題それ自体について一定の規準によって評価又は測定した結果を結論として表明するもの(いわゆる、ダイレクトレポーティング)がある(「財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書」二2(1))。
- イ. × 通常、**限定的保証業務における実施手続は、合理的保証業務の場合よりも限定されるため、業務実施者の責任の対象となる範囲も制限されることになる。**したがって、業務実施者が負う責任の対象範囲が適用される保証水準の差異により影響を受けないとしている本肢は誤りである(「財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書」二3(3))。

- ウ. ○ 主題情報とは、主題に対して適合する規準によって主題を測定又は評価した結果を表明する情報をいう。そのため、主題情報の内容及び範囲は、評価又は測定の前提となる適合する規準によって決定されるものと考えられる。ここで、適合する規準には、主題（情報）に責任を負う者が独自に設定するものが認められる場合がある。したがって、主題に責任を負う者が主題情報の内容及び範囲を決定できる保証業務があるとする本肢は正しい（「財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書」二2（1）、保証業務実務指針3000「監査及びレビュー業務以外の保証業務に関する実務指針」12項（16）、監査・保証実務委員会研究報告第30号「保証業務実務指針3000『監査及びレビュー業務以外の保証業務に関する実務指針』に係るQ&A」Q6）。
- エ. × 主題情報に責任を負う者が独自に設定した規準であっても、適合する規準の特性を有する限り、適合する規準と認められる。そのため、業務実施者は業務実施に当たり、主題情報に責任を負う者が独自に設定した規準について、規準の適合性を評価する必要がある。その結果、**当該規準に規準の適合性があると業務実施者が判断できない場合にはそもそも保証業務の前提を満たさないもの**と考えられるが、本肢では保証業務が成立していることを前提に業務実施者が保証報告書において当該規準を明示するとしているため、本肢は誤りである（「財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書」三（3）、保証業務実務指針3000「監査及びレビュー業務以外の保証業務に関する実務指針」24項（2）②、監査・保証実務委員会研究報告第30号「保証業務実務指針3000『監査及びレビュー業務以外の保証業務に関する実務指針』に係るQ&A」Q6）。

**問題11** 正解 4 （難易度：C）

- ア. × **一般目的の財務諸表の監査と特別目的の財務諸表の監査の保証水準は同一**であるため、監査基準の「第一 監査の目的」において、保証水準が異なることが明記されているとしている本肢は誤りである（「監査基準の改訂について（H26）」一1、「監査基準」第一 1, 2 参照）。
- イ. ○ 二重責任の原則については、平成14年の監査基準の改訂の際に、「第一 監査の目的」が新設されるに当たって明記された。なお、二重責任の原則は、昭和25年の監査基準の監査一般基準で明記されていた（昭和31年の監査基準の改訂に伴い削除されている）ため、監査の目的が追加された際に「新たに」明記されたわけではないとも考えられるが、他の肢との総合的な判断により、本肢を正しいと判断する必要がある（「監査基準の改訂について（H14）」三1（1））。
- ウ. ○ （「監査基準の改訂について（H26）」二1）

- エ. × **一般目的の財務報告の枠組みを基礎として策定された特別目的の財務報告の枠組みの場合、形式的には適正表示の枠組みの定義を満たす場合であっても、その特性から適正表示の枠組みに該当しない場合もある。**そのため、特別目的の財務報告の枠組みが形式的には適正表示の枠組みの定義を満たす場合であっても、その特性から**準拠性の枠組みに該当する場合には、監査人は、準拠性に関する意見を表明しなければならない**ので、本肢は誤りである。このように、本肢の「適正表示の枠組みである場合」には「形式的には適正表示の枠組みの定義を満たす場合」も含むと読むと、本肢は誤りとなる。しかし、本肢では「適正表示の枠組みである場合」との前提が示されており、形式的にも実質的にも適正表示の枠組みに該当するとも読めるため、この点を誤りと判断することはできないとも考えられるが、他の肢との総合的な判断により、本肢を誤りと判断する必要がある（監査基準委員会報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」8項、監査基準委員会報告書 800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」A2項～A3項、付録2文例4、監査基準委員会研究報告第3号「監査基準委員会報告書 800及び805に係るQ&A」Q6）。

## 問題12

正解 1 （難易度：A）

- ア. ○ （監査基準委員会報告書 900「監査人の交代」20項）  
 イ. ○ （監査基準委員会報告書 900「監査人の交代」18項）  
 ウ. × 公認会計士は、**公認会計士でなくなった後であっても、正当な理由がなく、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。**よって、監査事務所を定年退職した場合に、退職後十年を経過した時点で守秘義務が解除されるとしている本肢は誤りである（「公認会計士法」第27項、「倫理規則」第6条第6項）。
- エ. × **監査人に適用される職業倫理で要求される守秘義務に関する事項は、監査人が利用する専門家にも適用する必要がある**（監査基準委員会報告書 620「専門家の業務の利用」A31項、「倫理規則」第6条第5項）。

## 問題13

正解 5 （難易度：A）

- ア. × 監査事務所及び審査の担当者は、監査事務所の定める方針及び手続に従って、**監査業務に係る審査の内容及び結論を、監査調書として記録及び保存しなければならない**（「監査に関する品質管理基準」第八四3、監査基準委員会報告書 220「監査業務における品質管理」24項）。
- イ. ○ （監査基準委員会報告書 230「監査調書」7項）  
 ウ. × 監査人は、**矛盾した情報への対応について文書化するに当たっては、必ずしも不正確な文書や修正前の文書を残す必要はない**（監査基準委員会報告書 230「監査調書」A15項）。
- エ. ○ （監査基準委員会報告書 230「監査調書」12項）

## 問題14

正解 5 (難易度: A)

- ア. × 監査人は、**監査の実施と管理を円滑にするために、監査計画の内容について経営者と協議することがある** (監査基準委員会報告書 300「監査計画」A 3 項)。
- イ. ○ (監査基準委員会報告書 300「監査計画」6 項)
- ウ. × **初年度監査であっても、監査計画の審査を必ず受けなければならないわけではない。**
- エ. ○ (「監査基準」第三 二 6)

## 問題15

正解 6 (難易度: A)

- ア. × 固有リスクの評価においては、虚偽の表示が生じる可能性と虚偽の表示が生じた場合の影響を組み合わせて評価しなければならないが、**この影響には金額的な影響だけでなく質的な影響も含まれるため、本肢は誤りである** (「監査基準の改訂について(R2)」二 2(2), 「監査基準」第三 二 4)。
- イ. × 固有リスクとは、**関連する内部統制が存在していないとの仮定の上で**, 取引種類, 勘定残高及び注記事項に係るアサーションに、個別に又は他の虚偽表示と集計すると重要となる虚偽表示が行われる可能性であり, 取引種類, 勘定残高及び注記事項に係るアサーションに重要な虚偽の表示が行われる可能性ではないため, 本肢は誤りである。また, 監査人は, 固有リスクを評価するに当たって, **金利や為替相場なども企業に影響を及ぼすその他の外部要因として検討する**ため, 本肢は誤りである (監査基準委員会報告書 200「財務諸表監査における総括的な目的」12 項(10)①, 同 315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」A 27 項)。
- ウ. ○ (監査基準委員会報告書 200「財務諸表監査における総括的な目的」12 項(10)②, A38 項)
- エ. ○ (監査基準委員会報告書 200「財務諸表監査における総括的な目的」A42 項, 同 330「評価したリスクに対応する監査人の手続」A11 項, A15 項, A18 項)

## 問題16

正解 3 (難易度: B)

- ア. ○ (監査基準委員会報告書 500「監査証拠」7 項)
- イ. × 監査人が期末日前を基準日として実証手続を実施した場合には、**残余期間について、必ず実証手続を実施しなければならないため、本肢は誤りである** (監査基準委員会報告書 330「評価したリスクに対応する監査人の手続」21 項)。
- ウ. × **12 か月の母集団に対して一部の特定の月から抽出したサンプルは、12 か月の母集団の特徴を反映したサンプルとはいえない。よって、当該サンプルの評価結果だけで 12 か月の母集団に関する結論とすることはできないので、本肢は誤りである。**
- エ. ○ (監査基準委員会報告書 530「監査サンプリング」A 3 項)

## 問題17

正解 6 (難易度: A)

- ア. × 見積りを行うに当たっての複雑性又は主観性が非常に低い会計上の見積りについては、リスク評価手続及びリスク対応手続が広範になることはないが、**リスク評価手続及びリスク対応手続を行わなくてよいわけではないため**、本肢は誤りである(監査基準委員会報告書 540「会計上の見積りの監査」3項)。
- イ. × **会計上の見積りの不確実性の程度がより高い場合、あるいは会計上の見積りが複雑性、主観性又はその他の固有リスク要因によって大きな影響を受ける場合には、職業的懐疑心の重要性が高まる。**つまり、このような場合には職業的懐疑心の程度を高める必要があるため、本肢は誤りである(監査基準委員会報告書 540「会計上の見積りの監査」8項)。
- ウ. ○ (監査基準委員会報告書 540「会計上の見積りの監査」A80項)
- エ. ○ (監査基準委員会報告書 540「会計上の見積りの監査」17項, 18項)

## 問題18

正解 1 (難易度: A)

- ア. ○ (監査基準委員会報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」19項, A20項)
- イ. ○ (「監査基準」第四 四 1)
- ウ. × **財務諸表の作成責任はあくまで経営者にあり、監査役等にはないため**、本肢は誤りである(監査基準委員会報告書 200「財務諸表監査における総括的な目的」4項)。
- エ. × 監査人は、その他の記載内容について重要な誤りがあると判断したが、経営者が修正に応じない場合には、**通常、「その他の記載内容」区分に、その他の記載内容に未修正の重要な誤りがある旨及びその内容を記載する。**よって、当該重要な誤りについて追記情報に記載するとしている本肢は誤りである(「監査基準」第四 二 2(3)、監査基準委員会報告書 720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」17項, 21項(5))。

## 問題19

正解 4 (難易度: A)

- ア. × 被監査会社の行った会計処理が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していると認められなかった場合には、監査人は**当該会計処理について虚偽表示(意見に関する除外の原因になりうる状況)と判断するため**、意見を表明しない直接の原因となりうる事象又は状況には該当しない。
- イ. ○ 本肢の状況の場合、監査人は監査範囲の制約の原因になりうる事象又は状況と判断するため、意見を表明しない直接の原因となりうる事象又は状況に該当する(「監査基準」第四 六 3、監査基準委員会報告書 570「継続企業」23項, A34項)。
- ウ. ○ 本肢の状況の場合、監査人は監査範囲の制約の原因になりうる事象又は状況と判断するため、意見を表明しない直接の原因となりうる事象又は状況に該当する(「監査基準」第四 五 4、監査基準委員会報告書 705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」9項)。

- エ. × 監査人は、被監査会社において循環取引による売上が計上されていることを発見した場合には、**当該会計処理について虚偽表示（意見に関する除外の原因になりうる状況）と判断する**ため、その影響が重要かつ広範であると判断した場合には不適正意見を表明する。よって、本肢の状況は、意見を表明しない直接の原因となりうる事象又は状況には該当しない。

## 問題20

正解 2 （難易度：A）

- ア. ○ 「監査における不正リスク対応基準の設定について」二 2(3))
- イ. × 四半期レビューは、年度監査と同様の合理的保証を得ることを目的としているものではないので、**不正リスク対応基準は四半期レビューには準用されない**（「監査における不正リスク対応基準の設定について」二 3(3))。
- ウ. ○ 「監査における不正リスク対応基準」第二 18、監査基準委員会報告書 240「財務諸表監査における不正」F39-2項)
- エ. × 監査人が職業的懐疑心を保持するためには、監査を行うに際し、**経営者の誠実性に対して、中立的な観点を保持すること、つまり経営者が誠実であるとも不誠実であるとも想定しないことが必要**である。よって、経営者が誠実でない想定して監査を実施すべきとしている本肢は誤りである（「監査における不正リスク対応基準の設定について」二 4(2))。